九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

『伊勢物語』初段を考える（上）

吉田，達
昭和二三年法文学部文科卒業生

https://doi.org/10.15017/12080

出版情報：語文研究. 47, pp.1-15, 1979-06-01. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

『伊勢物語』初段を考える（上）

吉田　達

その構成を示すと、

第Ⅰ部　歴史的視野よりの接近

1　「春日斎宮」酒人のイメージとその周辺

2　酒人は井上内親王の生子であったか

3　「昔男」は桓武（山部）でもあったか

第Ⅱ部　『初段』解釈的世界の定立

第1部　地誌的視野よりの接近
――「春日」のゆかり考

1　「春日」の四至と「かすがのさと」

2　伊勢斎王の原初的潔斎地

3　「春日斎宮」――「春日」のゆかり

はじめに

『続記』宝亀三年（七七二）十一月十三日条に、

「以二酒人内親王一為二伊勢斎一、権居二春日斎宮一。」

とある記事は注目すべきである。

『伊勢物語』初段の冒頭部に、「ならの京、かすがのさとに」「いとなまめいたるをんなはらからすみけり」とある文を読んだ平安初期の人々が、その脳裡に、「春日斎宮」とそこに在った「酒人内親王」の面影をかすかにでも想起したとすれば、それは、この物語の享受上、重要な効果をもたらすことになるからである。

本稿は、紙幅の都合上、これを三部に分って発表するが、予め、

（注）使用テキストは、片桐洋一校注『伊勢物語』（「古典叢書」明治書院昭46）。正史に関しては、「新訂増補国史大系」吉川弘文館を原則として用いた。

1　「春日」の四至と「かすがのさと」

「春日」と呼ばれる名称（地名）は、古文献の中に多い。

「春日山」・「春日野」・「春日国」（哿須我能倶備）・「春日県」・「春日里」・「上春日里」・「春日郷」・「春日庄」・「春日寺」・「春日宮」・「春日離宮」・「春日別宮」・「（春日）率川宮」・「春日率川坂本陵」（または、同坂上陵）・「春日酒殿」そして、「春日斎宮」などが管見に入る。

従って、先学の論究も多いが、共通して言えることは、今日の春日神社・興福寺を含んだ所謂「春日野」の地区よりも遙かに南下し

て、その南限が考えられていることである。森蘊氏は、「昔は上つ道、つまり山の辺の道に沿った春日山南麓一帯をさしていったようで、南は古市郷のあたりまでの、南北に長い地域がその範囲に入っていたと考えられる。」[注1]とされ、更に、和銅元年平城奠都直前の巡幸にふれて「その際添上郡春日離宮に臨幸されたが、この離宮の位置が古市郷であったことからもわかる」とされている。また、ワニ氏の本拠であった和爾周辺を、その同族の複姓諸族（春日和珥臣・春日小野臣など）に亙って追求された岸俊男氏は、「春日氏は春日郷（京東条里の五条四里が「春日里」、同五里が「上春日里」と名づけられていた点からすると、[原著注]右の地域は奈良市白毫寺町付近に当たるから、奈良時代ごろは今の春日神社所在地より少し南の地域がその中心であったらしい）云々」[注2]と述べられて、永島福太郎氏や堀池春峰氏の論文を掲げておられる。その堀池氏は、「春日・春日国と称せられた地域は、今日の如く春日大社によって代表される奈良東方の小地域を指すものではなく、奈良東方より平城・佐保の地域を包含する相当広大な地帯を指すものであった……」（傍点引用者）と述べられた後「八世紀後半期には、大凡京東二条と三条の線を北限として、南は七条と八条の堺線、西は上つ道、即ち五条二里と三里・六条二里と三里の堺を南北に貫く線を考定することが出来る。[注3]」とされる。ただし、これは「春日庄」に関する記述であった。（後述10—11頁）

一応、以上の諸論をまとめれば、「春日」の地域は、時代によって変動するとしても、その南限は、だいたい、五条四里の「春日里」、同五里の「上春日里」を含んで、白毫寺から古市付近まで、即ち、春日山から更に高円山西南麓あたりまで拡がりそうである、と解される。

その際、「古代の一時代には、春日山を望み拝することのできる範囲にまで、春日の地名は称されたといえる。」[注4]（傍点引用者）と述べられた永島氏の記述は重要である。特に、平城新都のプランを考えていたのは、南大和の藤原宮からの視点であった。その地点から北大和の神奈備である春日山を望めば、高円山とは一続きの山容となって重なって見える。森氏が、「その新都の背景をなしている麗わしい春日山そのものが、都を守護する神の姿であると時の人は考えたようである。」[注5]と述べておられる場合、春日山を聖なる神南備（神居ます所）として崇めていた古代人の生活心情を汲み取っての立論である点では、共に一致していると言えよう。しかし、更に注意すべきは、新たに平城宮内裏を視点としてその正東に新しい角度で位置している春日神奈備を見はるかし、しかも、その方向へと東院が、外京が次第に伸びて行く都城の集落的発展を目しながらの状況にあることである。つまり、「春日」の南限より一転して、その地域の西限を考えるに際しては、この視野の起点（基準）が、春日山に東向して正対する平城宮内裏東面にあることは、極めて大切な思考の要件である、と言って置きたいのである。

さて、その「春日」の西限に関する先学の立言は少く、概して漠然としているように思われる。

『開化紀』元年十月条、「遷二都于春日之地一」、そして「葬二于春日率川坂本陵一」とある山陵は、今日、三条通油坂町に存在するから、それの付近に宮地も存在したと信ずれば、一応、油坂の地点あたりまでを「春日」名称地の西限であるとすることができよう。（第1図 第2図）しかしながら、時人にとって重要な地名の概称につい

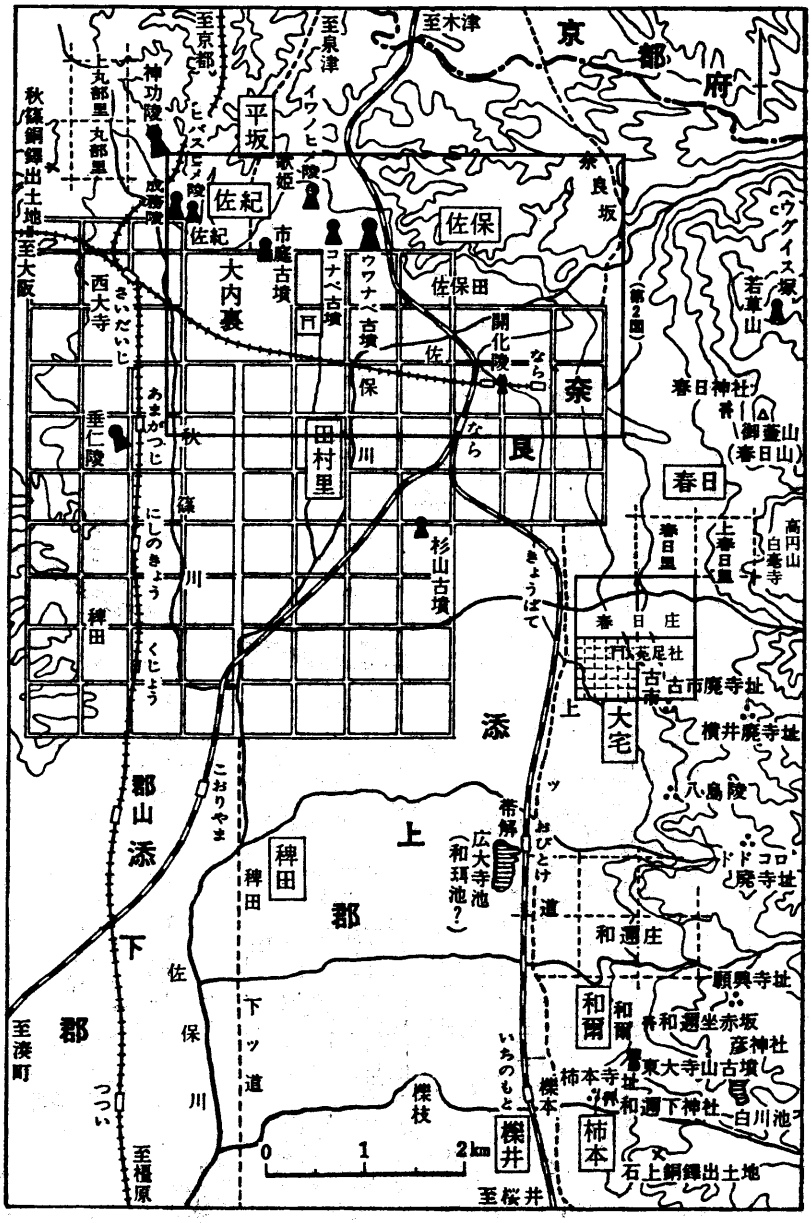

第1図　春日里・春日庄と大内裏（岸俊男『日本古代政治史研究』所収原図に東院・春日庄および第2図の輪郭線を記入）

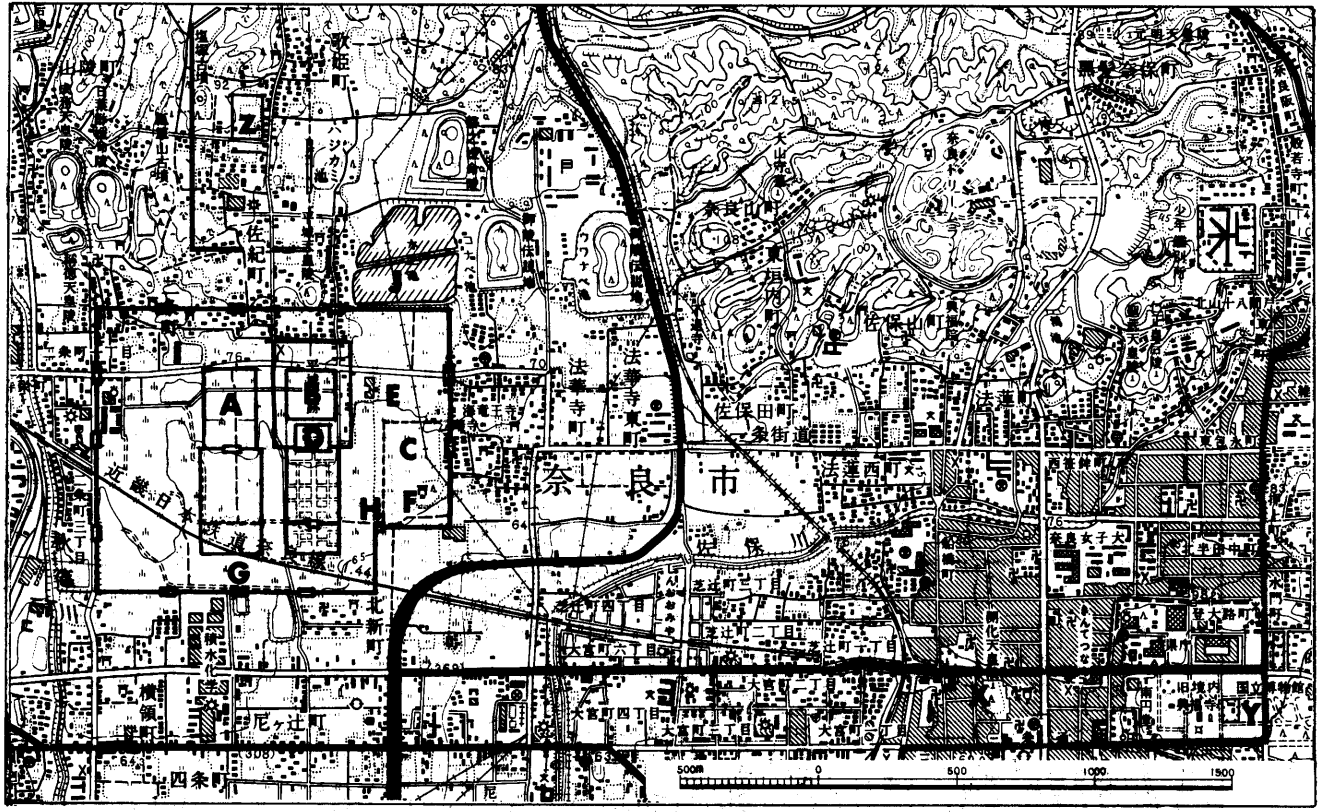

第2図 平城宮周辺 〔A第1次内裏、B第2次内裏、C東院、D大極殿、E造酒司、F宇奈多里坐高御魂神社、G朱雀門 H的門、I西池、J水上池、X開化天皇陵(春日率川坂本陵)、Y上ツ道、Z松林苑比定地〕 国土地理院 1：25,000

ては、注意すべきことがある。例えば、永島氏も言っておられるように、「なお西山の丘陵を越えた鳥見（富雄地方）も、たとえば『霊異記』に〈奈良京富尼寺上座尼法邇〉と記されたように奈良京と概称されている。」[注6]という場合の如きである。その説話の中には、生馬、難波・摂津の地名も見えている。つまり、生駒山系を西に越えた難波方面からの視線が働いていたと思われる。従ってこの説話の場合、話し手の意識における大和の富雄地方は、平城の中に埋没し重なって見えていたに違いないと言えるのである。このように、重要な地名の四至概念については、その時の話し手と聞き手の間におけるかなり微妙な意識の問題が介在することが知られる。特に、伝承的・文学的な領域においては言うまでもないであろう。

さて、『伊勢物語』初段における、「ならの京、かすがのさと」の場合は、いかがであろうか。「かすがのさとに、しるよしして、かりにいにけり」とあるこの初段の設定によれば、語り手の視線は平安京から遙かに大きく働いている、と思われる。この、いわば北―南の軸で把えられている「かすがのさと」は、さらに、「むかし、をとこ、うひかうぶりして」とあった語りはじめの口つきからして、遥かな追憶の時間的距離をもその上に重ねられているのである。従って、それはかなり茫漠とした、そして一層古代的な「かすがのさと」の概念へと聞き手の心を誘って行くもののようである。つまり、その「かすがのさと」は、所謂条里制における「春日里」の概念にさして拘束されることはないであろう。この「かすがのさと」は、「ふるさとに、いとはしたなくてありければ、云々」と続いてゆく、後出の「ふるさと」を導き出して行くほどの語と受け取られてよいであろう。思うに、語り手は、打ち棄てられている都の、嘗ては華やかであった日の俤が遠い時間の中にいくぶん荒れ果てようとしている趣を、そこに背景的に設定しようと意図していたであろうから。むしろ、特別の意味があるといえば、それは「かすがのさと」の方であろうが、それについては、やがて本稿の3「春日斎宮」において後述する。それにつけても先述の、「奈良東方より平城・佐保の地域を包含する相当広大な地帯」と述べられた「春日・春日国」に関する堀池氏の規定や、「春日山を望み拝することのできる範囲にまで春日の地名は称されたといえる」とされた永島氏の、「古代の一時代」に対する立言が、極めて深い意味合いにおいて思い返されて来るのである。

氏もそこで引かれているように、『武烈前紀』における影媛の悲しみの道中歌、「いすのかみ（石上）　ふるをすぎて　こもまくら　たかは（高橋）　しすぎ　ものさはに　おほやけすぎ（大宅）　はるひの　かすがをすぎ　つまこもる　をさほをすぎ（小佐保）……」とある飽臣埋葬の場の伝承や、また、それよりも一層関係深く思い起こされるのは、『継体紀』七年九月条、勾大兄皇子（安閑天皇）が親ら春日皇女を聘して歌う、

「やしまくに（八島）　つまままきかねて　はるひの　かすがのくにに　くはしめを　ありとききて　よろしめをありとききて……」と続く妻問いの伝承歌のことである。殊に、その歌の詞書ともいえる地の文

「是に、月の夜に清談して、不覚に天暁けぬ。斐然之藻、忽に言に形る。乃ち口唱して曰はく」とあるのは、その歌の結句が

「愛しけくも　いまだ言はずて　明けにけり我妹」

（以上、岩波文学大系『日本書紀』下二九頁）

と結ばれているのと呼応して、『伊勢物語』中の初段をはじめいくつかの段（例えば二・四・六九段など）に関連するものがあると思

われるが、いかがであろうか。（第Ⅲ部に論述）

ともあれ、その「かすがのさと」の語の響きの中には、その時代に先行したいくつかの古い伝承の世界を、聞き手の（あるいは読み手の）心に誘わずにはおかない強力な効果があり、語り手もまたそれを期待した語であったに違いないと思われるのである。

さて、文学的領域の問題にこれ以上立ち入ることは今しばらく措いて、更に、地誌的・歴史地理的見地よりする考究を続けて行くことにしたい。

2　伊勢斎王の原初的潔斎地

別表のように、原初的斎王の潔斎地（「野宮」の初見は、布勢内親王――『後紀』延暦十八年九月三日条「斎内親王発二野宮一。赴二伊勢一。」とある群行記事――であるから、朝原内親王の場合以前を本稿ではこのように呼ぶ）は、殆ど不明である。ただ、大来皇女・井上内親王・酒人内親王・朝原内親王の場合が判明しているにすぎない。然しながら、この井上・酒人・朝原と続いた母子三代のそれが判明するのは、誠に望外の幸せと言うべきであった。なぜなら、この三代の斎王こそは、本稿が問題とするところだからである。大来皇女の場合は平城京時代を余りに隔たるので除外する。

井上内親王が斎王に卜定されて、「北池辺新造宮」に移るのは、『政事要略』所引『官曹事類』の記事によれば、養老五年九月、僅かに五才の時であった。

「官曹事類云。右符案云。養老五年（七二一）九月十一日。天皇（元正）御二内安殿一。……（中略）……。即以二皇太子（聖武）女井上王一為二斎王一。仍移二於北池辺新造宮一。其儀。右大臣従二位長屋王率二参議以上及侍従并孫王等一而前従レ之。……（以下列次一六五字略）……。左右衛士従二宮門一至二斎宮一道。両辺陣立至レ宮安置訖。其威儀従者及衛士各令二却還一。」（注7）

さて、ここに「北池」とあるのは、どこであろうか。当然、「内裏」を基準として考えるべきであると思うので、先ず直ちに、「水上池」が思い浮かぶ。（第2図参照）

養老五年という年は、『平城京発掘調査報告Ⅶ』にある内裏造営の「絶対年代区分」によれば、ちょうど第Ⅱ期の第1小期初頭に相当している。（注8）即ち、やがて三年後神亀元年に来るべき聖武天皇の即位を目標として、新たな内裏造営計画が、この年頃から開始される、という意味を持つのである。（年表上欄）従って、この養老五年にあっては、まだ事実上は、第1次内裏時代（絶対年代区分による第Ⅰ期）の最終年として見るのが、寧ろ正しいと思われる。とすれば、第Ⅰ期の考古学的調査に拠ることになるのであるが、その調査結果を見ても、「第1次内裏地域には、奈良時代初めにさかのぼる内裏相当の建物配置はみとめられず、大極殿相当の規模をもつ基壇建物が存在することが判明した。この結果、第2次内裏地域における掘立柱塀の囲みの中に、和銅創建の内裏が存在した可能性も考えられるようになってきた。（傍点引用者）（注9）」とあるので、やはり、養老五年当時における内裏の位置は、第2次内裏地域にあったとして考えることができる。従って、「水上池」を内裏の「北池」と称する妥当性は失われず、しかも他方、第1次内裏地域の西北方には、かなり大きな「西池」及び「西池宮」と称せられる地区が存在しているので、それとの対照的な関係位置にあるという意味では、その可能性は逆に強まると考えられる。（注10）

〔別表〕

原初的野宮（初斎院・野宮合併の潔斎地）所在表

天武	大来皇女	「令居泊瀬斎宮」（『書紀』）
持統	〈記録なし〉	
文武	当耆皇女	不明
	泉内親王	不明
	田形内親王	不明
元明	智努女王	不明
	円方女王	不明
元正	久勢女王	不明
	井上内親王	「移於北池辺新造宮」（『政事要略』所引『官曹事類』）
聖武	県女王	不明
孝謙	小宅女王	不明
淳仁	安倍内親王	不明
称徳	〈記録なし〉	
光仁	酒人内親王	「権居春日斎宮」（『続紀』）
	浄庭女王	不明
桓武	朝倉内親王	「斎居平城」（『続紀』）
	布勢内親王	不明（「発二野宮一赴二伊勢一」―「野宮」初見）
平城	大原内親王	不明（「移二入野宮一」）

〈角田文衛『日本の後宮』巻末付載の「斎宮表」を参考として作成した。〉

平城宮跡絶対年代		第1部関係略年表
Ⅰ期	霊亀1	
	8・11	二品志貴親王（御春日宮天皇）薨ズ。〈大安寺移建〉
	元正 養老1・2	遣唐使、神祇ヲ香山（カグヤマ）ノ南ニ祠ル。コノ頃マデニ外京成立。〈元興寺・薬師寺移建〉
	8・3	藤原不比等薨ズ。
Ⅱ—1期	9・11	井上内親王斎宮ト定（仍テ北池辺新造宮ニ移ル）
	聖武 神亀1・5	
	9・3	井上内親王群行ス。5・20播波池ヨリ颱風起リ南苑ノ二樹ヲ吹キ折ル。二樹雄ト化ス。
	天平1・3・3	天皇 松林苑ニ御シテ群臣ヲ宴ス。5・5天皇 松林ニ御シ、王臣五位以上ヲ宴ス。
	3・3	天皇 松林宮ニ御シテ五位以上ヲ宴ス。
▽広嗣ノ乱 12		
	1・17	皇帝 松林ニ幸シテ宴ヲ文武ノ官ニ賜フ。7・7天皇西池宮ニ御ス（初見）。
	5・5	天皇 北松林ニ御シテ騎射ヲ覧タマフ。
Ⅱ—2期	淳仁 宝字1・6	
	1・7	【東院】初見。
	12・12	春日別宮（聖武天皇）、春日庄トシテ東大寺ニ勅施入（東南院文書 遺文三四二号）
	6・7	〈大宮改修、田村宮ニ遷ル〉
		光明皇太后崩御。〈平城宮改作〉
Ⅱ—3期	称徳 神護1・8	▽仲麻呂ノ変（保良宮）
	景雲1・2	【東院玉殿成ル】（春日四社明神鎮座（社伝））
	光仁 宝亀1・10・1	即位。11・6施基（志貴）親王ヲ「御春日宮天皇」ト追尊ス。井上内親王立后。
	11・13	酒人内親王斎宮ト定（権ニ春日斎宮ニ居タマフ）。12・23【楊梅宮】初見。
	2・27	【楊梅宮成ル】

更に、「造酒司」とそれに所属する井戸の遺構が、近年の発掘調査によって確定された。それによれば、「第2次内裏外郭の東方に接した太政官と推定している役所や、その東の浅い谷の部分にあった造酒司……、造酒司の場合はここが一番良質の泉のあったことによる占地で（傍点引用者）」[注11]、それは東院北域にあり、現在の水上池南限の正南約三〇〇Mの位置にある。そして、この井戸に関しては、「二基の井戸は二段井籠組できわめて浅いが、湧水が豊富で常にオーバーフローしていたらしく井戸枠上端に樋をとり付けて排水しており」[注12]とも書かれている。思うに、斎王潔斎地の立地条件としては、「水が清浄豊富であること」、それに、神事に伴う「酒造の便あること」などが考えられ、しかも、幼少の斎王をできるだけ遠隔の地には置きたくないという心理的条件も当然加味されてくるであろう。（父宮は当時二十一才の皇太子首親王。）現に、井上内親王の伊勢群行は十一才の時であるから、後の『延喜斎宮式』の規定する期間の実に二倍に当たる六年間に亘っている。制度的に定着していなかった原初的斎王の時代とは言っても、六年間の潔斎期間は長きに過ぎる。そこにも遠隔地に手離し得なかった心理的事情の介在が窺えはしないだろうか。

ともあれ、筆者は、原初的斎王の時期の潔斎地は、原則として内裏に程近い地域だと想定している。後の『斎宮式』は「城外の浄野をトし」とあるが、平城宮の外郭は、時と共に変化する（例えば東院のごとく）ので、時には城外に近ければ城郭内であったかもしれない、とさえ思う。その故は、これら原初的時代にあっては、初斎院（宮城内にトす）と野宮との分科が未だ行われていなかったことが、その特徴であるからである。[注13]（補注1）

さて、この「北池辺新造宮」については、年表を見ると、井上群行の神亀四年（七二七）の直後から、「松林苑」・「松林」・「松林宮」・「北松林」という、節日ごとに使用される特定地区が出現して来ることに注目したい。それは、天平元年（七二九）を初見とし同十年を最後として十年間に集中しているが、しかもその規模が漸次拡充されて行く様子が『続紀』の辞章の間からも窺い知られる。

私見によれば、第2次内裏地域正北には所謂「市庭古墳」（「伝平城天皇陵」）の後円部が小丘となって残存するので、それを避けて、「水上池」西岸か南岸（内裏からすれば北東方）にその地域はあったのではないか。即ち、造酒司の泉の水脈は、内裏北方の佐紀丘陵部に発して、「水上池」及びその西端に走り、所謂「松林」の地を形成していたのではないか。そして、井上内親王伊勢参向前の潔斎地として卜定されたのではあるまいか。それを、群行後に「苑」としたのは、その立地条件の良好さもさることながら、これを一種のシメノ（禁野）として、その不浄化忌避のために、節日に限り立入る特定の場所としたのではないかと解されるのである。それが、時の経過と共に「宮」が出来、次第に騎射なども行われるように変貌発展を遂げて行ったのである。因に、平安京の「野宮」も、その初期にあっては、北野にあったこともここに想起される。（『西宮記』巻八）（補注2）

4　「春日斎宮」

さて、やっと「酒人内親王」に到達した。

『日本輿地通志』[注14]大和国添上郡「神廟」の項に、「宇奈太理坐（多トモ）高御魂神社」というのがあり、それに割注して、

大。月次。相嘗。新嘗。貞観元年（八五九）四月 授正三位 ○在法華寺村今称二楊梅天神一 孝謙天皇譲位之後暫為二皇居一宝亀三年十二月設二斎于此一（傍点引用者）

とあるが、この「宝亀三年十二月設斎于此」の文字は、大いに気になるところである。この文は、その前文とは時期的にも相違していて、全く無関係であること言うまでもない。にも拘らず、何故にいきなりこの文を出しているのか。しかも、その年時は、本稿冒頭で示した「以酒人内親王為伊勢斎、権居春日斎宮」（『続紀』）の宝亀三年十一月十三日に極めて近接する。

現存している社地は、造酒司の南に広がる「東院」（内裏外郭の東突出部）内の東南部で、先年見事な園池（日本式庭園の祖形と思われる）や緑釉軒瓦などが発掘された地域に殆ど西接しており、しかも、その地点だけ自然地形を造成しないまま残されている地区に当たっている。[注15] これは、光明子の皇后宮であった旧法華寺の地域とは、やはり区別して考えられるべきであろう。その発掘園池については、「そのはじまりは称徳天皇の東院か、さらに古くは聖武天皇の東宮時代以来のものかいまだに明らかではないが、その廃絶の時期は奈良時代終末期で、光仁天皇の楊梅宮の庭園であった可能性が推定される。[注16]」という記述がある。先述の割注に「孝謙天皇譲位之後暫為皇居」とあった記事の信憑性は高まる。更に、光仁天皇楊梅宮の宮域に関係ありとすれば、その皇女であった酒人内親王が「伊勢斎」となされて「権居」されたという所謂「春日斎宮」の位置は、実はこの「宇奈太理坐高御魂神社」の地域ではなかったか、という考えにも導かれる。従って先述の、「宝亀三年十二月設斎于此」とあった「斎」の意味は、『続紀』にあった「伊勢斎」の略として解され、『続紀』には、「十一月十三日」とあったが、それを「十二月」と記したのは、卜定時と入斎宮（初斎院・野宮合併の原初的潔斎地へ入御）の時との必然的なずれと解される。そして、初斎院と野宮との分離がないのがこの原初的形態の特徴であるから、父帝光仁の楊梅宮に極めて近接して、同じ宮域内にあったことも考えられて来る。[注17] 思えば、父帝光仁が藤原百川等の策謀によって擁立即位されたのは、実に卒爾の間であった。既に六十二才の老天皇は、当時十七才の酒人内親王を、殊の外愛されたらしい。即位直後の皇親叙位では、いきなり三品に直叙されている。（第Ⅱ部で後述）列代斎王の特定な潔斎地域として上述してきた宮城内裏の北―東方向とは事変わって、父帝光仁が身近な楊梅宮域内に斎王のための潔斎地を設けられたことを、この「権居」という用字は表わしてはいないか。

「権」は「イ、まにあわせ、方便。ロ、かりそめ、一時」（諸橋『大漢和』）とある。伊勢参向の準備期間という、斎王潔斎の一般的な性格に由来する用語とも考えられるが、しかし、「権居」という用字例は、斎王に関しては、他に例を見ないのである。

そして、更に重大なことは、この菟足（宇奈太理）社こそ、元来、春日郷（春日庄）の鎮守であり、しかも、それは勝宝八年（七五六）十二月、聖武天皇の春日別宮の地が東大寺に勅施入されて所謂「東大寺領春日庄」が成立する以前から、その「春日郷」地域の鎮守として考えられている、ということである。[注18]

菟足社の初見は、『持統紀』六年（六九二）十二月二十四日条に、

「遣二大夫等一、奉二新羅調於五社、伊勢・住吉・紀伊・大倭・菟名足一。」

とあったが、それ以後は正史に見えない。即ち、持統六年の当時に

あっては、五大社の中に数えられ、しかも、南大和（山辺郡）の大倭社に対する北大和を代表する位置を与えられた、極めて高い神格であった。それが、勝宝八年（七五六）、春日庄（京東六条三四里、七条三四里）成立に及ぶ時も、その庄の鎮守として崇められ、当然その庄内に社地を有していたのであったが、後、寛弘八年（一〇一一）の頃から菟足社神主職権をめぐる紛争が激化し、遂に菟足社地を中心とする春日庄地は興福寺側に掠められ、新たに今木庄の立荘となる。[注19] 従って、現在の「宇奈太理坐高御魂神社」が、今日の社地に遷座されたのは、寛弘頃の紛争後であるとも考えられる。

では、何故、酒人斎居の宮を「春日斎宮」と称したのか。それは、酒人が、その二年前の宝亀元年十一月六日、即位直後の光仁の詔によって「御春日宮天皇」と追尊された施基皇子の御孫に当たる縁によってである、と思われる。従って、後世、旧春日庄の菟足社がその社地を失った時、この地に移ることができたのも、寧ろ逆に、その縁、つまり「御春日宮天皇」とその御子、光仁天皇の楊梅宮趾に連なるゆかりによるのではあるまいか。尤も、光仁天皇が、父君施基皇子の春日宮地の鎮守であった菟足社を分祠して、既に早く、楊梅宮域に宮廷鎮護の社として勧請されていた、と考えられなくもない。もし、そうだとすれば、「春日斎宮」の呼称はその所縁に由るとも考えられよう。いずれにしても、「春日斎宮」の称は「御春日宮天皇」に連なるゆかりであることに変わりはない。そして「御春日宮天皇」（施基皇子）は、天智天皇第七皇子であり、その御名は、芝基・志紀・志貴にもつくる、とされている。[注20] 即ち、その人は、万葉集第二期有数の歌人としても世に名高い。つまり、「春日の里」と「春日斎宮」とは、その名歌人「御春日宮天皇」を媒介として、間接的に関連していると言うことができる。

ともあれ、上述した諸状況を総合した結果、「春日斎宮」酒人内親王の潔斎地は、「東院」の東南隅に近年発掘された園池地域に西接する、自然地形のままに現存した今日の「宇奈太理坐高御魂神社」の地区、あるいは、少くともその付近であった、と結論する。[補注3]

おわりに――「春日」のゆかり

筆者は最初、「春日斎宮」の所在が「春日の里」にあって、『伊勢物語』初段の読者（平安初期の）たちの耳には、「春日の里」ということばの響きの中に、「春日斎宮」酒人のイメージが、かなり直截に浮かぶものと考えていた。（そのイメージについては第11節）　ところが、ここまで思索を詰め、現地にも足を運ばせてみた結果、「春日斎宮」の位置を、単純に、春日山または高円山西麓あたりにあったと思われる「春日宮」「春日離宮」「春日別宮」の方向へは持って行けない、という考えに到達した。

しかしながら、その「春日斎宮」が、あくまで、「春日郷」（春日の里）のゆかりの中に包まれながら存在していたという事情が同時に解けたことに対しては、却って意義深いものを感じている。

延暦四年（七八五）八月廿四日条に、

「天皇行二幸平城宮一。先レ是、朝原内親王斎二居平城一。至レ是、斎期既竟。将レ向二伊勢神宮一。故、車駕親臨発入。」（『続紀』）

とある群行記事によって、酒人内親王の生子、桓武皇女朝原内親王が既に斎宮にトされていたことを知ることができる。ところが、その潔斎地については、極めて大まかに、ただ「平城」と記されていることに注目したい。これは、長岡京遷都がその前年十一月であ

り、遷都後まだ一年も経ていないのであるけれども、人々の心に平城京は既に「ふるさと」の遠さであり、新都長岡からの遙かな心理的視点をもって書かれた故である、と思われる。前述したように、『伊勢物語』初段の「昔男」が「しるよしして」訪れた「ならの京」も、既に遠い「ふるさと」であった。平安京からすれば、長岡京さえ既に、「ながおかといふ所に」（五八段・八四段）と言われるだけの遠い距離が介在していたのである。しかも、文学作品の世界は、更に心象の内部において醸成され、朧化される。従って、『伊勢物語』初段で、「ならの京、かすがのさとに」と物語作者が殊更に書き留めた心は、後に来る「かすがののわかむらさき」の歌の所縁によるところが大きいのかもしれない。しかしながら、その「かすがのさと」「かすがの」の語のイメージの中に、「春日斎宮」の面影をも反映することがあるならば――、もしも、ほのかにでもそのような〈伊勢〉志向への心的効果が存在していたとするならば、それは、『初段』解釈の起点としての示唆を当時の読者の心に呼びおこすばかりでなく、積年の「伊勢物語題名考」に一つの結着を齎すことにもなるのである。

筆者は、尚、第Ⅱ部において、歴史的視野からの追求を続けたいと思う。

注

1 森蘊『奈良を測る』（昭46・8）一二六頁
2 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的研究」（昭35・10発表）〔『日本古代政治史研究』所収（昭41・5）〕五五頁
3 堀池春峰「春日離宮」〔『田山方南華甲記念論文集』所収（昭38・1）〕二三頁
4 永島福太郎「春日国・春日郷・春日庄」〔『大和文化研究』5―12、昭35・12）一八頁
5 注1『前掲書』同頁
6 永島福太郎『奈良』（日本歴史叢書、昭38・11）五八頁。尚、『日本霊異記』の例示個所は、中巻第八「贖二蟹蝦命一放生得二現報一縁」冒頭部。「置染臣鯛女は、奈良の京の富の尼寺の上座の尼法通が女なり。」（岩波大系本の訓による）同書頭注に「登美寺。大和国添下郡鳥見荘にあった隆福尼院という。今、奈良県生駒郡富雄村。厳密には奈良京ではない。」とある。
7 『政事要略』所引『官曹事類』（新訂増補国史大系第二十八巻、昭10・8）七一頁。尚、『古事類苑』神祇部「斎宮」所収本文（六九九頁）には「左右衛士」を「右衛士」とだけあるが、恐らくは「左」字の誤脱と見られるので『国史大系』本に従った。また、『国史大系』本は「至二斎宮道一」と訓んでいるが、この場合、「斎宮道」なる固有の道筋が確立していたとは考えられないので、これは、『古事類苑』本の「至三斎宮一道」と訓むのが正しいと思われる。
8 『平城京発掘調査報告Ⅶ――内裏北外郭の調査』（奈良国立文化財研究所学報第二十六冊、昭51・3）一五七頁
9 注8『前掲書』一五六頁
10 堀内民一『定本萬葉集大和風土記』（昭37・8）所収「佐紀の松林」の項に「今は、水上池という大きな農耕用の貯水池があって、むかしの佐紀沼・佐紀沢を連想することもできる。」（一九八頁）。また、池田源太『大和の南北――歴史と文学』（奈良文化選書第四集、昭49・3）所収「佐紀沢のカキツバタ」も、『万葉集』三〇五二・二八一八を引かれて、「ここでは、佐紀沼となっているので、このあたり平城京北の沼沢地であったようにも読める。」（九四頁）とされ、同様のご意見のようである。水上池が所謂「農耕用の貯水池」として人工的に造成されたとすれば、今日の形態から推して当時の様相を推定することは危いとしても、少くとも沼沢地帯であり豊富な水脈が存在したことは容易に理解できる。
11 坪井清足編『平城宮跡』（〔日本の美術〕115号、昭50・12）四〇頁
12 佐藤興治「平城京と平城宮」〔上田正昭編『都城』昭51・5〕一七一頁
13 甲田利雄「斎宮覚書」（其一～三）〔八史料集集〈会報所収、昭42―43〕
14 「六一巻二五冊、五畿内志、関祖衡編。享保二〇、二一刊。」（『国書総目録』による）
15 阿部義平「平城宮の内裏・中宮・西宮考」（奈良国立文化財研究所『研究論集Ⅱ』所収、八三頁
16 注11『前掲書』三八頁。また、注12『前掲書』一五一頁には「孝謙朝の東院」とある。尚、「楊梅宮」に関しては、岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」（昭31・6発

表）（『日本古代政治史研究』所収）四二二―三頁。

17 『続紀』における「設斎」記事は、30例を数える。そして、宝亀年間だけでも8例が含まれている。その一々について述べる紙幅を持たないが、その数から言っても、当時にあってかなり一般的な用語であったと思われるし、しかも、その30例のすべてが仏式会法によるものであることも指摘される。ただその「設斎」記事の中に、宝亀三年十二月二十三日条「彗星見南方、屈僧一百口、設斎於楊梅宮」とあるのは、問題の記事と同年同月であり、場所は「楊梅宮」であり、しかも、かなり異色記事と言うことができるだけに、一応注意を惹くが、やはり、すべてが仏式斎会である30例の中にあって、この場合も例外ではないので、問題の「設斎于此」をこの記事に擬することは賛成できない。従って、『輿地通志』の編者がそこで殊更に記した「斎」の意味は、やはり「伊勢斎」であったと考えたいのである。

18 注4「前掲論文」一二頁

19 このあたりの立論は、注3・注4「前掲論文」に教えられるところが大きい。尚、赤松俊秀「東大寺領大和国春日荘について」（『仏教史学』11―2、昭38・11）は、春日荘・今木荘間の紛争に関して極めて詳細である。

20 竹内理三・山田英雄・平野邦雄編『日本古代人名辞典』第四巻（昭38）、八七五―六頁。沢瀉久孝『万葉集注釈』巻二（昭33）五一―五頁。五味智英編『万葉集必携』（昭42）二六五―六頁。いずれも同説であるので、これに従った。

（54・2・11稿）

〔補注〕

1 春日里（京東五条四里）の北端十二・十三坪の地に、かつて「北池」と称する池が存在していた（現在は埋立てられて宅地となっているが）ことを知った。この池は、能登川を間に挟んで同条里七・八坪に現存している「南池」と対照的な位置にある。これは、春日里の地であるので、「北池辺新造宮地」の有力な候補地であるかに見えるけれども、それには全く該当しないと言う外ない。以下、その理由を説明しよう。

前掲注7の『政事要略』所引の文は、「其儀云々」と、斎王移御の列次を叙述した後、「左右衛士、従二宮門一至二斎宮一道、両辺陣立、至レ宮安置訖」と述べている。「宮門」とは宮城外郭の門たる「宮城門」の一つ内側の門を意味し、外門・中門・内門（殿門・閤門）のうちの「中門」を称する語である。（思想大系『律令』昭51。補注六一五頁）即ち、右の文は、平城宮朱雀門内側の所謂「中門」前を起点として、「北池辺新造宮」たる「斎宮」の地までの距離を、左右衛士が二列となって儀仗警固の陣を立てた、と解される。ところで、当時、養老五年における左右衛士の人員を考えると、元来その定員は『職員令』には規定されていない上に、養老二年五月『続紀』に「定二衛士数一、国別有レ差」とあって、拡大した新都城に即応して衛士府の人員整備がなされたと思われるが、その内容に関しては明らかでない。従って、笹山晴生氏の言われる「八世紀をつうじて、少ないときでも…左右衛士府各六百人」（『古代国家と軍隊』昭50・7。六九頁）を準拠として、各六百人であったとすれば、『軍防令』に「凡衛士者、中分、一日上一日下」とあるから、その半数の各三百名が実働人員であったと思われる。しかし、衛士府本来の任務は、〈「中門并御垣廻及大蔵内蔵民部外司喪儀馬寮等」に衛士を配置して防守・検行する〉（『宮衛令』4項「古記」所引別式）とあるから、そのために、「両辺陣立」の供奉人員は、更に削減されることとなる。平城宮「中門」の数は、第二次内裏だけでも八門は降るまい。第一次内裏はまだ不明なところが多いが、それに、御垣及諸官衙への配備を考えてくると、左右分掌してもかなり人数を割かねばならぬから、陣立する衛士の人員は結局各二百五十人程度であったかと思われる。さて、その人員をもって盾の陣を立て、南簿の途次両辺に列立する場合、各衛士の間隔はいかがであったか、そして、陣列の距離はいかがであったか。

もし仮りに、天皇の御杖代たる斎王の入野宮渡御（ただし野宮制確立以前であるが、むしろ、以前である故に）が、盧簿に準ずる重さを持つものとし、また、その行列の主が今を時めく皇太子首（聖武）の僅か五才の王女であることを思い、更にまた、その前年八月に薨じた右大臣藤原不比等（左大臣は闕）の後を襲って着任したばかりの右大臣長屋王が自身先頭に立って、参議以上の公卿と侍従及び孫王を率いている異例の盛事（後世ではこの種移御は大納言一名がその役を預かる）を考慮する時、『延喜践祚大嘗祭式』にある「立二大嘗宮南北門神楯戟一。（分注略）訖即分就二左右楯下胡床一。門別内物部廿人。左右各十人。」の割注「六尺為レ間」を準拠として、その儀仗衛士の間隔を六尺（一七八㎝）＝約二Mと推定することが許されようか。そして更にまた、至レ宮安置訖」とある行文とその行文の末に籠められた語気のゆゆしさからして、その途次の全行程に亘って左右衛士が儀仗列立したものと解することができよう。その後文、「其威儀従者及衛士各令二近還一。」とあるのも「至レ宮安置訖」まではその陣立を解かなかったと理解されるので、それ程に遠距離であったとは思われない。無論、これは「右符案」であるから事後の記録ではない。従って、この「案」がその儀実施せられたかどうかは判らないし、また、「案」としての机上的な点もあるにしても、これ程精細なプランが残されていることは当時としては珍しい事例であり、多分長屋王自身が提案者であったと思われるので、その通りに実施されたと考えて間違

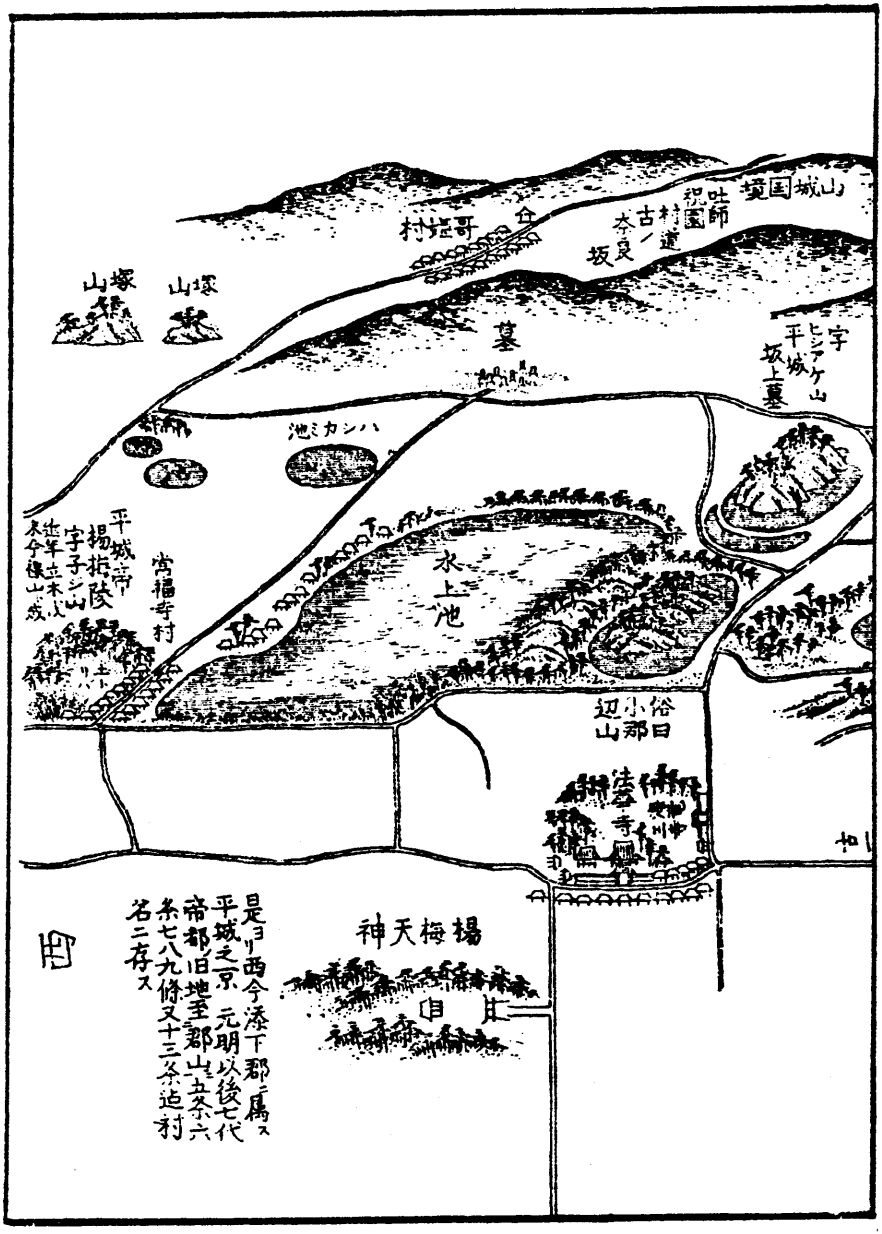

第3図 法華寺西辺の図（『聖蹟図志』）〔池田源太『大和の南北』より転載〕
（注）楊梅天神とあるは宇奈多理坐高御魂神社の謂いである。幕末頃、津久井清影の手になる。

いないであろう。

さて、その場合の楯の横巾はいかがであろうか。これは依拠すべきものが誠に区々で、その材質や時代においていずれも一長一短を有する。石上神宮所蔵鉄盾（五世紀）76・5㎝、『延喜式』所載隼人楯（八世紀）53・5㎝、大神神社所蔵朱塗金銅装楯（十四世紀）39㎝、『古事類苑』所引「内宮神宝送官符」所載楯（十五世紀）45㎝、といった有様でその一にのみ依り難いので止むなく平均値を求め、53㎝という数値を得た。以上のデータによってその行程の距離を算出すれば、

（2M＋0.53M）×250＝632.5M

概算六〇〇M―六五〇Mといえば、第2次内裏東面北側の宮門（正北に宮門はない）の位置を発し、東院北東の宮城門を出た、一条二坊九・十・十五・十六坪（法華寺・海龍王寺に北接する地域で、『地籍図』によれば「出垣内（デガイト）」なる小字名を有する地区のあたり）に相当する。

一方、前述した「春日里」の「北池」までは、宮城正門からの距離が約六〇〇〇Mもあって、陣立の点よりして、全く問題にならない。第一、「左右衛士」本来の任務とする「宮城内守備・儀仗」という点よりして前掲文を解すれば、その歯薄着到地点たる「斎宮」の位置は、宮城周辺をさして離れるものでないばかりか、むしろ、宮城内域すれすれの地区に設営されてあった可能性も強ち無視できないものとなってくるのである。

2　稿了後、2月23日朝日新聞朝刊に、奈良県立橿原考古学研究所の人々による「松林苑」発見の記事を読んだ。第2次内裏北宮門より出て正北方に位置するハジカミ池畔までの距離は、正に約六五〇M程に相当する。従って、既述した如く、聖武天皇がまだ皇太子首親王時代――所謂「松林」の地が「苑地」又は「宮地」として確立される以前の原初的時代において、その皇女井上斎王のために、先ず設営された「北池辺新造宮」なる潔斎地もまた、このハジカミ池西畔築地内のあたりに存在していた可能性が極めて濃厚となってくるのである。

このことは、『続紀』神亀四年五月二十日条に「従二楯波池一。飄風忽来。吹二折南苑樹二株一。即化成二雉。」とある記事によっても傍証が与えられる。即ち、（内裏の北にあると思われる）楯波池より皇居南苑に向かって一陣のつむじ風が吹き起り、宮域内の二樹を吹き折ったのは凶兆であるが、途端にその二樹が雉と化したのは瑞兆である。この背後には、凶兆を吉兆に転ずる伊勢斎王への畏敬が籠められていると解したいが、いかがであろうか。しかも、正史に唯一回しか現われないこの「楯波池」なる地名は、同年九月三日条「遣二井上内親王一。侍二於伊勢大神宮一焉。」という記事の殆ど直前に接している。つまり、「北池辺新造宮」までの距離を、左右衛士が楯を列べてその斎王移御を儀仗したのは、六年前の養老五年九月であったことは前述した。その渡御の左右両辺に各二五〇枚、計五〇〇枚の盾が陣立した有様は、正に壮観であったに違いない。（因に、『延喜式』に定める隼人司の威儀は「楯一百八十枚」である。）従って、『続紀』にある「楯波池」は実景に即した意での「盾列池」であり、それは第二次内裏北中門の正北六五〇Mの位置にある今日の「ハジカミ池」に他ならないと考えることができよう。しかしながら、その他の斎王潔斎地に関しては、やはり内裏宮域の北→東側周辺部を考える私案の方向に修正を加えようとは思わない。ともあれ、今後の発掘と詳細な調査報告に期待したいと思う。（第2図中に、新聞に掲載された築地跡のトレースを追記しておいた。尚、第3図には、ハジカミ池や該当地域内における松林の姿も描かれている。）

3　上山春平『埋もれた巨像』（岩波書店昭52・10）に、「ウナタリのタカミムスビ」なる一章があることを知った。東大寺領春日庄の鎮守であった菟足社は、寛弘時（一〇一一年頃）における社地喪失の後、同じ京東七条三里内の十八・十九坪にあった穴栗四社明神（穴吹神社）に合祀され、更にそれを余り隔たらぬ一一三五年頃には春日大社中院の東南隅に末社井栗明神として奉遷され、今日に至っていることを知らされた。従って、本稿に述べる平城宮東院の宇奈多理坐高御魂神社は、楊梅宮が完成した宝亀四（七七三）年二月を余り隔たらない時期に、春日庄菟足社より、御春日宮天皇の所縁によって、分祠奉遷されたという線が強まってくる。更に言えば、酒人内親王が潔斎期間を満了して宝亀五年九月三日群行した直後、その潔斎地址を社域と定め、宮廷鎮護の目的を主たるものとしながら、その潔斎地不浄化忌避の目的をも兼ねて勧請されたとする考え方が、一応の妥当性を持つ見解であるように思われるのである。

以上三項は、成稿後、知見に入ったのでここに補注とした。煩雑となった点、お許し願いたい。

＜付記＞

少い資料の間で、地誌には不馴れな操作を敢てなしたので、大へんな見当違いの点も多いことであろうかと思われる。大方のご教示を待つ次第である。尚、この地誌的論究への抑々の端緒を与えられたのは、九州大学今井源衛教授のご助言によるものであった。心より謝意を表して擱筆する。

（54・5・6）